

# 平成30年度消費税軽減税率対策窓口相談等事業 第3回セミナー開催!

～税理士法人コモンズ代表・坂本幹雄税理士が  
「10か月後に迫る!《消費税改正・軽減税率・インボイス制度》全ての企業が何らかの対応を迫られます!!」について講演～

大阪府中小企業団体中央会は12月6日(木)、シティプラザ大阪において「平成30年度消費税軽減税率対策窓口相談等事業第3回セミナー」を開催しました。参加者は23名でした。

講演のテーマは「10か月後に迫る!《消費税改正・軽減税率・インボイス制度》全ての企業が何らかの対応を迫られます!!」、講師は税理士法人コモンズ代表にして大阪府中央会顧問税理士でもある坂本幹雄氏。

坂本税理士はまず冒頭で、今回の消費税改正のポイントは2つあり、一つは「複数税率制度」が開始される点、もう一つは税率区分を分けて管理しなければならない点であると述べました。その後、今回の講演用に作成したレジュメに基づき、一つ目のポイントについて、「消費税の基本的な仕組み」、「軽減税率制度の概要」、「軽減税率の対象: 飲食料品と新聞」のそれぞれの項目を詳しく説明されました。続いて、2つ目のポイントについて、「軽減税率制度で何がどう変わるのか?」、「2019年10月から導入される『区分記載請求書等保存方式』」、「現行の『請求書及び帳簿の記載事項』との相違点」、「2023年10月から導入される『適格請求書等保存方式(インボイス制度)』について」のそれぞれの項目を詳しく説明されました。最後に、「経過措置期間」並びに「軽減税率対策補助金」について説明された後、1時間半に亘る講演を締めくくられました。



坂本 幹雄氏

坂本税理士の講演は、来年10月に迫った消費税率10%への引き上げと軽減税率制度の導入について、全ての企業が何らかの対応を迫られること、また、その為の準備を具体的にどうすれば良いかについて詳しく解説されたもので、企業経営者や経理事務担当者にとって非常に参考となるものでした。終了後に実施したアンケートにも、「組合員への周知を検討する上で良いきっかけとなりました」、「来年10月からの増税を控え、時期的にもマッチしたテーマでした」、「業界団体として理解しておかなければならない内容で大変勉強になりました」、「インボイス制度が少しわかったような気がします」等の意見が寄せられていました。



消費税軽減税率対策窓口相談等事業につきましては、今年度もこれまで同様、講習会開催、無料相談窓口、無料専門家派遣等事業を実施いたしております。消費税の軽減税率や転嫁対策につきお困りのことがございましたら、是非、大阪府中央会までご相談いただきますようご案内申し上げます。